

壁面広告物の表示基準の改正について参考資料【日光市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表】

A 〔従前〕令和2年(2020年)3月31日まで					B 〔制限の撤廃後〕令和2年(2020年)4月1日以降 ※Aからの改正箇所						
別表第1(第4条、第9条関係)〔許可地域内の基準(景観保全型広告整備地区を除く。)]					別表第1(第4条、第9条関係)〔許可地域内の基準(景観保全型広告整備地区を除く。)]						
広告物の種類	区分基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域	広告物の種類	区分基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
壁面広告物	高さ	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9m以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。以下同じ。)における広告物にあっては高さの制限はない。	壁面広告物	高さ	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9m以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。以下同じ。)における広告物にあっては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあっては3m ² 以内。ただし、ワンポイントマーク(1m ² 以内)を表示する場合にあっては2m ² 以内とする。	広告物にあっては3m ² 以内。ワンポイントマークにあっては1m ² 以内	広告物にあっては有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)につき10m ² 以内。ワンポイントマークにあっては、1m ² 以内	広告物にあっては有効壁面につき20m ² 以内。ただし、商工業地域等にあっては有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20m ² 未満のときは、20m ²)		表示面積	1 広告物(ワンポイントマークを除く。)にあっては、建築物につき3m ² 以内。ただし、ワンポイントマークを表示する場合は、建築物に	1 広告物(ワンポイントマークを除く。)にあっては、建築物につき3m ² 以内。	1 広告物(ワンポイントマークを除く。)にあっては、建築物につき有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)当たり10m ² 以内。	1 商工業地域等以外の区域における広告物(ワンポイントマークを除く。)にあっては、建築物につき有効壁面当たり20m ² 以内。ただし、1建築

以内。ワンポイントマークにあつては、 3 m^2 以内

つき 2 m^2 以内とする。

2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき 1 m^2 以内

ただし、1建築物につき 10 m^2 以内とする。

2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき 1 m^2 以内

壁面につき 20 m^2 以内とする。

2 商工業地域等における広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、建築物につき有効壁面の面積の $\frac{1}{10}$ の面積（当該 $\frac{1}{10}$ の面積が 20 m^2 に有効壁面の数を乗じて得た面積未満のときは、 20 m^2 に有効壁面の数を乗じて得た面積）以内。ただし、1 建築物につき当該建築物壁面の面積の $\frac{1}{10}$ の面積（当該 $\frac{1}{10}$ の面積が 20 m^2 未満のときは、 20 m^2 ）以内とする。

3 ワンポイントマークにあつては、建築物につき 3 m^2

位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
基数	1 広告物にあつては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	1 広告物にあつては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		

				以内
位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
基数	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、1建築壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては1建築壁面につき1基	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、1建築壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては、1建築壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては、1建築壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては1建築壁面につき1基
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		

別表第2 (第9条関係) [禁止地域内の基準 (景観保全型広告整備地区を除く。)]

広告物の種類	区分	(1) 条例第4条第6号及び第7号に規定する区域 (同条第11号に規定する区間、同条第12号に規定する区域及び用途地域を除く。)	(2) 条例第4条第11号に規定する区間 (同条第6号及び第7号に規定する区域 (用途地域を除く。)) 及び同条第12号に規定する区域 (用途地域を除く。)) に限る。)	(3) 用途地域 (条例第4条第6号及び第7号に規定する区域に限る。)
	基準			
壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあつては3m ² 以内。ただし、ワンポイントマーク (1m ² 以内) を表示する場合にあつては2m ² 以内とする。	広告物にあつては3m ² 以内。ワンポイントマークにあつては1m ² 以内	広告物にあつては有効壁面につき1基かつ5m ² 以内。ワンポイントマークにあつては3m ² 以内。ただし、それらの合計は10m ² 以内とする。
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
	基数	1 広告物にあつて	1 広告物にあつて	ワンポイントマーク

別表第2 (第9条関係) [禁止地域内の基準 (景観保全型広告整備地区を除く。)]

広告物の種類	区分	(1) 条例第4条第6号及び第7号に規定する区域 (同条第11号に規定する区間、同条第12号に規定する区域及び用途地域を除く。)	(2) 条例第4条第11号に規定する区間 (同条第6号及び第7号に規定する区域 (用途地域を除く。)) 及び同条第12号に規定する区域 (用途地域を除く。)) に限る。)	(3) 用途地域 (条例第4条第6号及び第7号に規定する区域に限る。)
	基準			
壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。
	表示面積	1 広告物 (ワンポイントマークを除く。) にあつては、建築物につき3m ² 以内。ただし、ワンポイントマークを表示する場合にあつては、建築物につき2m ² 以内とする。 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1m ² 以内	1 広告物 (ワンポイントマークを除く。) にあつては、建築物につき3m ² 以内 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1m ² 以内	1 広告物 (ワンポイントマークを除く。) にあつては、建築物につき有効壁面当たり5m ² 以内。ただし、1建築物につき5m ² 以内 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき3m ² 以内 3 1及び2の合計は、10m ² 以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
	基数	1 広告物 (ワンポイント	1 広告物 (ワンポイント	1 広告物 (ワンポイント

	は有効壁面につき 1 基 2 ワンポイントマ ークにあっては有 効壁面につき 1 基	は有効壁面につき 1 基 2 ワンポイントマ ークにあっては有効 壁面につき 1 基	にあっては有効壁面 につき 1 基
特殊 装置	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの

	ントマークを除 く。) にあっては、 1 建築壁面につき 1 基 2 ワンポイントマ ークにあっては、1 建築壁面につき 1 基	ントマークを除く。) にあっては 1 建築壁 面につき 1 基 2 ワンポイントマ ークにあっては 1 建 築壁面につき 1 基	ントマークを除く。) にあっては、 1 建築 壁面につき 1 基 2 ワンポイントマ ークにあっては、 1 建築壁面につき 1 基
特殊 装置	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの